

教育文化常任委員会の質問

邦楽教育の推進

- Q1

先日、社団法人日本音楽著作権協会の役員を務めている人から、懇談会の席で、各学校において和楽器を用いた授業を推進するような形で学習指導要領が改訂されたはずであるが、あまり実施されていないのではないかと、というお尋ねがあった。

私は、邦楽をはじめとした日本の伝統的な芸能・文化を学校教育活動の中へ積極的に取り入れるべきであると考えているが、府教育委員会の所見を伺いたい。

- A1

我が国の文化と伝統に対する理解を深め、誇りや愛情を育むため、各学校において、和楽器を活用した授業を実施することは、重要であると認識している。

府教育委員会においては、平成5年に日本で唯一の芸能文化科を東住吉高校に、平成7年には音楽科を夕陽丘高校に設置し、伝統芸能や伝統音楽を学ばせるとともに、その継承・発展にも努めてきている。

また、今回の学習指導要領の改訂を受け、府立高等学校へ和楽器を整備し、邦楽教育の推進を図っているところである。

- Q2

新しい学習指導要領においては、和楽器等の扱いについても具体的に、示されており、邦楽の位置付けが高まっている。

それに伴い、本年度、府教育委員会は、府立高等学校へ和楽器の整備を行い、和楽器を活用した授業がスタートしたと伺っている、邦楽教育の取組の状況はどうか。

- A2

新しい学習指導要領におきましては、「小中高の各学校段階の特質に応じて、我が国や諸外国の音楽文化についての関心や理解を一層深める表現活動及び鑑賞活動の充実を図る」とされており、我が国の伝統音楽の扱いを一層重視したものとなっている。

府立高等学校においては、本年度、各学区に1校、邦楽教育の推進に向けた拠点校を設け、箏や三味線等の和楽器を重点的に配備した。これにより、学区内の高校においても、6時間を標準とした和楽器を活用した授業が行えるよう和楽器を順次搬送し、本年度は9月から64校の生徒が和楽器に直接触れ、実際に演奏をするなど積極的な取組が行われているところである。

中学校においては、3年間を通じて1種類以上の和楽器を用いることとされている。取組の一例を挙げると、地元の祭に根ざした伝統的な地車囃子を教材として取り上げ、和楽器を演奏することを通して、過去から受け継がれてきた伝統音楽に触れ、郷土に対する愛情が深まった例などある。

また、小学校では、児童の発達段階に配慮して、我が国の伝統的な音楽を含め、諸外国の音楽文化を尊重することができる態度を身につけさせると示されている。例えば、箏でわらべうたや「さくらさくら」等の古謡を弾き、邦楽の美しい音色に親しんでいるという事例が報告されている。

- Q3

邦楽教育をさらに推進するためには、まず、研修等により邦楽を指導することができる教員を育成する必要がある。また、府内には、和楽器演奏などの技術指導を行うことができる人が多くおられる。このような地域の人材を各学校で積極的に活用することが邦楽教育の推進につながると考えるが、府教育委員会の所見を伺いたい。

- A3

府教育センターにおいては、各種和楽器を整備するとともに、小・中・高等学校の教員を対象に、和楽器の指導力の向上を図ることを目的に、専門家を講師として迎え、基本奏法や授業計画の作成等、和楽器指導の実践的な研修を実施している。

また、地域在住の和楽器演奏の指導者を、人材バンクに登録いただき、和太鼓クラブ等の技術指導や、授業でのチーム・ティーチング等に協力いただいている。

府教育委員会としては、今後とも、邦楽をはじめ、我が国の文化・伝統に対する理解を深めることができるよう、地域の専門家や、関係諸機関との連携・協力を図ってまいりたい。

- (要 望)

我が国の文化と伝統に対する理解を深め、誇りや愛情を育むことが 21 世紀の国際社会を生きる児童生徒にとっては重要である。

今後とも、各学校での和楽器を活用した授業に対する取組を支援するためにも、邦楽関係の協会等とも連携を図り、府教育センターでの研修の講師や、授業の指導者を確保する等、府教育委員会の邦楽教育推進へ向けての一層の支援を要望する。

児童虐待と不登校対策

- Q 1

岸和田市で虐待を受けていた生徒は、1 年以上にわたって不登校であった。不登校の影に虐待が潜んでいた訳である。そもそも、府内の不登校児童生徒数は、公立小学校で 1,964 人、公立中学校では 9,009 人と誠に憂慮すべき状況にあり、不登校自体も大きな教育の課題である。

不登校の課題については、対処療法的なものではなく、あらゆる面から総合的に取り組む必要があると考えるが、府教育委員会としてどのような対策を講じているのか、全体像を説明せよ。

A 1

府教育委員会が進めております不登校対策の概要についてお答えする。

不登校には、家庭、学校、本人に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、また不登校に陥っている児童生徒のタイプとして、「遊び・非行」型「無気力」型や「心因性」型、またそれらが複合している「複合」型など、その態様も様々である。

そのようなことから、学校には、不登校児童生徒を復帰させるため、学級担任を中心とした、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応が求められている。

そのためには、不登校の児童生徒の状況を的確に把握し、学校全体で取り組む体制を整備するとともに、学校だけでその対応が難しい場合には、必要に応じて外部の相談機関や適切な関係機関との連携が必要である。

府教育委員会は不登校を解決するための、学校における多面的で総合的な取り組みを支援するため、「不登校等対策総合推進事業」において、規範意識の醸成と心のケアシステムを2つの柱として、様々な事業を展開しているところである。

- Q 2

府教育委員会としては、不登校対策を総合的に進めているということはわかった。

それでは、その対策は具体的にどのように進めているのか、例えば、中学校へのスクールカウンセラーの配置などに取り組んでいるが、今後これらの対策をどのように進めていくのか、対策の主なものについて説明されたい。

- A 2

府教育委員会は、不登校等の対策として、「学校相談体制の充実」と「生徒指導体制の充実」に取り組んでいる。

まず、「学校相談体制の充実」だが、中学校の相談体制を充実するため、心のケアの専門家であるスクールカウンセラーを、府内334校のうち、不登校などが顕著に見られるなど、必要な学校から順次配置することとし、来年度は259校の中学校に拠点配置するとともに、58校に派遣して317校をカバーする予定。

また、中学校における不登校などは、小学校段階で問題や悩みを抱えている場合も少なくない。小学校の相談体制を充実するため、青少年指導員等の地域の人材を小学校に配置し、児童の身近な相談相手となる「スクラム相談員」を配置している。併せて、来年度から新たに国において実施される「子どもと親の相談員活用調査研究委託事業」を活用し、小学校の相談体制の充実に取り組む予定だ。

さらに、家庭訪問等による支援として、来年度、新たに大学生300人を小中学校に派遣し、不登校児童生徒の家庭訪問等を行う「ハートフレンド派遣事業」に取り組む予定。

また、ひきこもり傾向の児童生徒への支援として、パソコンのホームページから学校復帰を支援する情報を提供する「ITを活用した学校復帰支援事業」を実施する予定。

次に、不登校等の対策のもう一つの柱である「生徒指導体制の充実」は、様々な課題を抱える小中学校を支援するため、教育事務所に「子どもサポートグループ」を設置し、必要に応じて専門家や学生サポーターなども活用した地区対応チームを編成し、問題行動の早期対応等の指導を行っている。

また、府内7ヶ所の少年補導センターに「学校応援かけつけ隊」を設置し、警察OBと行動連携し、学校への巡回相談や指導を行い、問題行動の早期対応等の指導を行っている。引き続き、これらの取り組みによって、警察などの関係機関との連携を強化するなど、総合的な不登校対策を進めていく所存だ。

さらに、平成15年度は、生徒指導体制の要となる「指導総合コーディネーター」を中学校13校に配置したが、来年度は60校程度に配置し、支援してまいりたい。

- Q 3

しかし、不登校を減少させるためには、府教育委員会の取り組みだけでは不十分である。何より、小中学校の全ての教員が不登校について府の事業を活用しながら、真剣に取り組むことが重要だ。そこで、小中学校を所管する市町村ごとの不登校の実態を公表することも、不登校対策の効果測定になると考えるがどうか。

- A 3

府教育委員会としては、不登校児童生徒の実態を把握するための調査を実施してきた。その結果については、毎年7月ごろに府内の不登校児童生徒数等の状況を公表している。今後は、委員のご指摘を踏まえ、市町村ごとの不登校の状況についても公表する方向で市町村教育委員会と調整してまいりたい。

- Q 4

私は、不登校については、市町村が自ら目標を掲げ、達成度合いを公表することも必要だと思っている。このため、府教育委員会の取り組みの成果や市町村における目標達成については、今後の推移を見守ることとしたい。

冒頭で申し上げたとおり、岸和田市で中学生に対するひどい虐待事件が起きた。教育委員会はこの事件について、どう考えているか伺いたい。

- A 4

この度、岸和田市において発生した虐待事件は、不登校の生徒が1年余りにも渡って家庭内に閉じ込められ、衰弱死しかねない状態で病院に搬送され、その後現在に至るまで意識不明の状態が続いているという想像を越えた痛ましい事件である。

府教育委員会としては、学校が当該生徒の在籍中学校が虐待を受けていたことを発見できなかったこと、及び結果として救済できなかったことについて極めて残念であり、こうした事態に立ち至ったことについて、重大かつ深刻に受け止めている。今後、徹底して児童虐待の防止に努めてまいりたいと考えている。

- Q 5

府教育委員会は、この度の虐待事件を受けて「児童虐待に関する緊急状況調査」を実施し、3月末ごろを目処に取りまとめを行うと聞いている。今回の調査は、虐待に対する調査だけでなく、不登校の背景にあるものは何かという調査でもある。

したがって、結果をまとめて終わりということではない。その調査の結果を今後の防止策につなげ、このような事件が二度と起こらないよう継続的な取組につなげていくことが一番重要である。岸和田市の事件を受けて、府教育委員会として、今後どんな対策を講じるのか聞きたい。

- A 5

児童虐待を防止するための課題整理と具体的方策等を明らかにするため、府教育委員会として、この事件に対する当該中学校の対応や取組について、徹底した検証を進めているところ。この検証

結果を踏まえ、児童虐待防止に関する学校の対応や教職員の意識向上のための指針を年度内に作成する予定だ。

また現在、児童虐待防止対策のあり方と具体的方策について明らかにするため、健康福祉部が、「児童虐待問題緊急対策検討チーム」を設置しているところであり、府教育委員会もこのチームに積極的に参画し、子ども家庭センターと学校の連携方策等の具体化について検討しているところである。

さらに、府教育委員会としては、学校や教員の児童虐待に対する課題意識が希薄化し、風化してしまうことがないよう、現在、実施している「児童虐待に関する緊急状況調査」を定例化して毎年実施し実態を明らかにすることにより、虐待防止や総合的な不登校対策などに生かしていきたい。

障 害 教 育

昨年の2月議会のこの委員会において、重度な障害のある子どもたちが、小・中学校に増えている状況を踏まえ、医療的なケア対策も含め、府から市町村への支援をお願いしたところである。

- Q 1

まず、今回の再生予算枠事業に新規事業として、特別支援教育推進基盤整備事業の中に相談・支援事業が提案されているが、どんな事業か。

- A 1

小・中学校に在籍する障害のある児童生徒の状況は近年、重度・重複化及び多様化しており、指導にあたる教員の専門性の向上やその支援が求められている。

そこで、この事業は盲・聾・養護学校の教員が、専門知識や経験を有する専門家とチームを組み、障害のある子どもたちが通う地域の小・中学校の教員に対し相談・支援を行うものであり、新規に予算案を計上しているところである。

専門知識や経験を有する専門家としては、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などを想定している。

- Q 2

府立の盲・聾・養護学校教員が医師・看護師などの専門家とともに、チームを組んで、市町村の小・中学校を支援する事業ということだが、もう少し具体的にその体制づくりと支援の内容を伺いたい。

- A 2

まず、推進体制を整備するため、府教育委員会・教育事務所・教育センター、盲・聾・養護学校校長会及び市町村教育委員会代表からなる「大阪府特別支援教育相談・支援連携協議会（仮称）」を組織するとともに、府内7ブロック毎にそれぞれの養護学校を中心にした相談支援チームを設置する予定である。

具体的な支援内容としては、個々の子どもの状況に応じて指導内容、指導方法、個別の指導計画の作成方法、教材・教具の作り方、使い方などについて助言するとともに、必要に応じて専門家と同行し、専門家の助言を得ながら、小・中学校教員の専門性向上を図るものである。

たとえば、小・中学校に在籍する重度の肢体不自由児の指導にあたって、理学療法士と養護学校の自立活動担当教員が訪問し、アドバイスをを行うことや、言語聴覚士とともに出かけ、発音が不明瞭な児童の教育についての相談、支援を行うことなど多様なケースが考えられる。

- Q 3

昨年私が要望したことにも通じる事業であることはわかったが、この事業の実施にあたっては、盲・聾・養護学校からの押し付け的な支援ではなく、やはり、支援される側、すなわち、市町村の小・中学校の生の声を聞き、喜ばれる支援をするべきだと考える。そこで、この相談・支援事業を行う際には十分にニーズを把握しながら進めるべきと考えるが、どうか。

- A 3

ご指摘のとおり、この事業を効果的に行うには、的確なニーズの把握に基づく適切な対応が重要と考えている。

保護者や担任の気づきや申し出（具体的には家庭や学校において子どもの状態や行動に変化があって対応が必要なとき、また、その原因や適切な対応方法がわからない場合など）を校内で取り上げて対応できる体制を確立するとともに、学校内でうまく対応できない時に要請に応じて、盲・聾・養護学校や専門家チームの支援をタイムリーに行える体制づくりを検討している。

その際、学校のニーズを的確に把握し、適切な支援を効果的に行うためには、小・中学校を所管する市町村教育委員会の果たす役割が大きいことから、市町村教育委員会と十分連携しながら、大阪府教育センターとともに機能的な相談・支援体制を構築してまいりたい。

- Q 4

さて、こうした状況の中で、大阪府は21世紀の新たな時代に対応するため、高校改革や定時制改革をダイナミックに実施しようとしている、この障害教育の分野においても、今後の青写真の検討を具体的に行う時期に来ていると思う。

その方向性を占う事業が知的障害のある生徒の高校受入れに係る調査研究事業であり、全国でもはじめての画期的な取り組みであることから、私も何度かこの場で質問させていただいた。

調査研究を開始して3年が経過し、先日初めての卒業生8名を出し、新聞においても報道されていたところである。

また、去年の12月には府学教審から中間報告がでて、私も読ませてもらったが、大きな成果があったように思え、もっと今後の方向性を明らかにすべきと考えるがどうか。

- A 4

昨年12月に府学校教育審議会の調査研究に関する中間報告があった。

内容は、調査研究の現状を紹介するとともに、課題の整理と今後の方向性についての報告となっている。

成果としては、何よりも当該生徒が大きく成長したことであり、保護者も調査研究報告会で、わが子の成長に喜びを持って報告しておられた。

また、周囲の生徒も共に学ぶことを自然のこととして受け止め、教職員の意識も変わってきているように見受けられる。

しかし、一方で、入学者選抜のあり方や評価のあり方、進路指導のあり方など、今後も研究が必要な課題も浮き彫りとなっている。

こうした中、今後の方向性については、国における障害教育についての新たな枠組みである特別支援教育などの動向を見守る必要もある。

そのため、現時点で明確な方向性を示してはいないが、引き続き、中間報告で明らかになった諸課題の解決に取り組むとともに、国にも強く要望を行いつつ、調査研究が前進するよう積極的に取り組んでいきたい。また、来年夏頃までには方向性を示すことができるよう努めてまいりたい。

- Q 5

調査研究事業も後2年を残すところに来たが、もう少し踏み込んで、そろそろ平成18年に向け準備していく段階だと思うので、早急に課題解決に向け進めてほしい。この受入れ事業はまさに、ノーマライゼーションの理念の実現に向けた象徴的な事業だと思う。

そこで、今後の障害教育の方向性についてだが、確かに、生徒数の減少を背景の一つとした高校改革とは状況が違い、障害のある児童生徒数がここ数年増加している状況がある。よく養護学校の生徒数の増加が指摘されるが、その数倍、養護学級の児童生徒が増えている状況、(子どもの全体の数が減っているにも関わらず)を踏まえる必要がある。

しかしながら、盲・聾・養護学校においては、従来の固定した考え方のまま放置しておくことがよくないのは自明である。やはり時代の流れにふさわしくする必要があり、そのためには、大幅な見直しがされるべきだ。高校受入れ事業の方向性がでる、ここ数年がその時期だと思うので、この時期にきちっとした議論がなされるべきだと考える。

その視点として、従来、予算も人も養護学校重点できたものを、地域へと軸足をシフトすることがこの際必要だと思う。

そこで、最後に、今後の障害教育改革の方向性については、どうか。

- A 5

大阪の障害教育は、ノーマライゼーションの理念の下、すべての児童生徒が「ともに学び、とも

に育つ」教育を基本とし、その可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき地域で自立した生活を送ることが出来るよう、一人ひとりに応じた教育を進めていくことが重要だと考えている。

このため、小・中学校や高等学校において、障害のある児童生徒が地域とともに学べるよう教育条件等の整備に努めているところである。

こうした状況の中で、盲・聾・養護学校については、これまで、在籍する児童生徒に対してのみ教育や指導を行う特別な機関として制度上位置づけられていたが、今後は地域の教育資源の一つとして、その専門性の向上を図りながら、開かれた学校づくりを進め、小・中学校や高等学校に対し、専門的な教育支援を行う機関として、すなわち、ともに学びともに育つ教育を推進するための機関として転換していくことが重要であると考えている。

委員ご指摘の相談支援事業もこの盲・聾・養護学校改革の方向性の第一段として位置づけて、実施してまいりたい。

今後の検討の際には、「ともに学び、ともに育つ」という基本的な視点にたって、本年末を目途に検討されることになっている中央教育審議会での特別支援教育への転換などの国での議論や、将来、地域で生活していくことを見据えた福祉や労働の方向性や状況などを十分踏まえて進めてまいりたい。

- 要望

私としては、ノーマライゼーションの理念の実現のため、障害のある子どもたちの教育も推進されるべきと考えており、現在進められている知的障害生徒の高校受入れ事業や、新たに社会的自立をめざした特別支援学校の整備など、地域での自立にむけた取組について評価している。

将来、地域で自立した生活を送ることをめざし、障害のある子どもたちの教育の基本である「ともに学びともに育つ」という教育理念のもと、抜本的な改革を積極的に進めていただくことを切に願います。

私学教育の振興

- Q 1

私学助成についてお尋ねする。

本府では府民によりよい教育を提供するため、私立高校に対する経常費助成や保護者負担の軽減を図る授業料軽減助成などの助成を行っている。

このうち、私学の特色教育や魅力づくりを進めるうえでは、予算額は決して大きくないが、教育振興補助金の果たす役割は大きいと思う。この補助金については、昨年2月議会の当委員会で、私は、障害のある生徒の就学がより進むようにとの観点から、府民、学校にとって、よりわかりやすく、利用しやすい補助金となるよう要綱の見直

しを提案した。私学課では、早速要綱改正を行い、今年度分の補助金が近々、交付決定の予定と聞いているが、改正のポイントをまず説明願いたい。

- A 1

私立高等学校等教育振興補助金については、特色ある教育の振興や学校教育改革に資することを目的に府内私立小・中・高等学校に対し補助を行っているもの。

この補助金については、制度創設以来、より多くの学校に利用して頂きやすいようにと、補助メニューを広げてきた結果、メニューの区分を再編する必要が生じていたため、今年度、事業名称も「特色教育等振興補助金」から「教育振興補助金」に変更し、補助事業区分についても4区分に再編・整理した。

具体的には、「特色、魅力ある学校づくりの促進」「教育基盤の整備促進」「教育内容の充実促進」「児童・生徒が安心して通える学校づくりの促進」を4つの柱とし、ご指摘のあった障害のある生徒の就学促進は、学校における安全確保などとともに、「児童・生徒が安心して通える学校づくり促進事業」の補助メニューに位置づけ、施設のバリアフリー化や障害のある生徒等に対する校内介助などの支援を図ることとした。

- Q 2

補助金のメニューを判りやすく再編する一方で、本府の政策課題に対応し、補助事業の類型に安全の問題をきちんと位置づけるなどは、評価したい。この際、さらに追加してほしいとおきたい点が2つある。

まず、1番目だが、子どもの安全に関わっては、昨年来、様々な事件が発生した。公立学校でも通学途上の安全のために、ホイッスルや防犯ブザーを市で購入し、児童に貸与するなどのケースが増えている。私学の場合は、こうした取り組みは設置者負担が基本となろうが、万一の場合に、自分の身を守る機器を子どもが常時持っているというのは、保護者にとっても安心感が大きいと思う。その費用が少額であるため、補助対象としにくいということもあるかもしれないが、是非、補助の対象となるよう検討されたいと思うがどうか。

- A 2

学校安全対策について、現在、補助対象としているのは、防犯カメラ等の学校としての安全対策設備の設置工事費などである。また、その補助金額もあまりに少額の補助は割愛する観点から、100万円以上としている。

ご指摘のホイッスルや防犯ブザーについては、少額であることや、毎年度購入し、児童・生徒に配布する性格を持つことから、これまでは教育振興補助金の対象としてこなかった。

しかしながら、最近、校内の安全確保だけでなく、通学途上での連れ去り、不審者の出没などが学校周辺でも数多く見られており、こうした事案への対処のためには、児童・生徒自身にホイッスルや防犯ブザーを持たせることも有効な方策と考えられる。ただ、小学校を中心に、すでに貸与している例などもあることから、児童・生徒の安全確保についての効果的な方策について学校現場での取り組み実態もお聞きしながら、それらの取り組みを支援できるよう検討してまいりたい。

- Q 3

次に2つ目の提案だが、今、不況の中で新規学卒者の就職は大変厳しいものがある。若年者の雇用対策は本府の重点政策課題として、全庁挙げて取り組む必要があり、高校卒業者の就職促進も大変重要である。私立高校では、比較的、大学への進学者が多いと思うが、就職希望者が多い学校も決して少ないとは言えず、そうした学校では、以前に比べて就職先の開拓にも苦労していると聞く。

そこで、私立高校においても、生徒の進路を保障するという観点で、求人開拓をはじめ、就職促進のために、専任の教職員を配置するなどの努力をしている学校や、これから力を入れたいという学校に対して、府として支援してはどうか。学校の取り組みとしては教員の配置という形になろうから、教育振興補助金にはなじみにくいかもしれないが、それならば、例えば経常費補助金の配分で手厚くするなど、生徒の就職に努力している学校を支援することを検討されたいと思うがどうか。

- A 3

高校卒業の新規学卒者の就職率は、昨年度より若干改善傾向にあるが、今年度についても、私立高校生徒の就職率は昨年12月時点で約65%であるなど、私学においても生徒の進路指導上の大きな課題であると認識している。これについては、各校がそれまでの実績やノウハウを活用して努力されているところであるが、若年雇用対策として、府としても重要課題であると認識しており、こうした学校の取り組みを支援することは意義あることと考える。

現状は、学校での就職支援のとりくみは、主に専任教員が担当しており、この経費はいわば経常的な経費であるため、教育振興補助金の対象にはなじみにくいところから、経常費補助金での対応が相応しいかと考える。

経常費補助金の配分にあたって、現在、教員配置については、学校ごとに少人数学級の実施多様な科目展開 きめ細かな生徒指導、などの諸要素もありこんで補助金を算定し、配分しているが、現在の厳しい雇用情勢に鑑み、今後、生徒の就職促進に努力している学校に対し、ご指摘のような経常費補助金における配分上の工夫が行えるよう検討を進め、私立高校における生徒の就職促進を支援してまいりたい。

- Q 4

最後に、教育振興補助金についてもう一つ提案をしたい。厳しい財政状況の中でも、補助金は工夫次第で、その時々の方策課題への対応や、私学教育の活性化に大いに貢献できる。この補助金は多くの学校に利用され、大きな成果を挙げているようだが、一方で、やや総花的になっている観がある。

例えば補助金のうち、一定額は思い切って別枠にして、私学らしい「リーディングプロジェクト的な教育活動」について、重点化して補助するようなことも検討してはどうか。

- A 4

現在の教育振興補助金は、先ほど申し上げたとおり、できる限り、幅広く、各校の教育振興に役立つようにとの観点で運用し、これまで例えば、情報教育のための機器や教室の整備、国際理解教育のための外国人講師の活用、カウンセリング担当教職員の配置、学校安全対策のための施設整備

等について補助し、成果をあげてきた。

しかし一方で、事業の細分化や小規模化しつつある傾向もある。ご提案のリーディングプロジェクト的な補助金については、学校の教育力の向上に向けた重点的な補助という形をとることで私学らしい教育活動をより奨励する効果も見込まれることから、私学教育の自主性・独自性を尊重する中で、どのような効果的枠組みを構築できるか、各学校に対象テーマに対する希望を聴取するなど、学校現場の実態把握やその声を吸い上げ、平成１７年度以降の採択を念頭に実施できるよう検討してまいりたい。

- 要望

最後に、一つ要望をしておく。１６年度当初予算案に高校就学対策として、再生予算枠を活用した「ナットク！の高校選び」として、私学情報提供支援事業が計上されている。再生予算枠については本会議で、「知事の政策予算としてうまく活用されているのか」といった観点で、厳しい指摘をした。時間がないので、詳細は述べないが、具体の事業実施に当たっては、この事業の目的をより明確にし、単に私学のＰＲだけではない、冊子の公共的性格がより高まるようなものとして作成し、府民に配布できるようにということを特にお願いをして、この質問を終わる。

悪徳商法について

- Q 1

消費生活センターに寄せられる相談件数は全国的に依然として多く、国民生活センターの調べによると、昨年１年間の苦情件数は１１９万件にものぼり、新たな手口も次々に現れている。また、最近の傾向としては、高齢者や若者の被害が増加していると聞いている。

このような状況を踏まえ、国においては、訪問販売等を規制している「特定商取引に関する法律」の改正案を今国会に上程されているとのことだが、その改正のポイントと改正により期待されている効果はどのようなものか。

- A 1

今回の改正法案の主なポイントとしては、まず第１に、家屋や水道の点検などと偽り住宅のリフォームや浄水器などを売りつける「点検商法」や、若者を狙って高額な商品売りつける「アポイントメントセールス」等の悪質商法によるトラブルが多発している状況にあり、これらを防ぐため、今回、勧誘に先だって販売目的を明らかにすることを事業者には義務付けている。

第２に、事業者が嘘を言ったり威迫したりしたため、消費者がク・リング・オフができなかった場合には、その妨害が解消するまでク・リング・オフができることとしている。

第３に、健康器具等に見られるように、その効能・効果について誇大な広告や勧誘をしている疑いのある場合には、事業者には合理的な根拠を示す資料を提出させその立証を行わせることとしている。

このように、今回の法改正により、消費者を騙したり脅かしたりする悪質な事業者に対する迅速かつ的確な取締りが可能となり、被害の未然防止や拡大防止の効果が期待される。

- Q 2

ただ今の話では、改正法では虚偽、誇大な説明等による勧誘や脅迫的な売り込みに対して規制を強化されるということだが、府の消費生活センターで受ける苦情の中で消費者を騙す、詐欺的なものや脅迫的、強引といった悪質な行為により被害を受けたという苦情がどの程度あるのかお示しいただきたい。

- A 2

本年1月を例にとると、府民からの苦情が803件あり、うち、「詐欺的な行為」により被害を受けたという苦情が45件、全苦情の5.6%。暴力的、あるいは不安を煽るような「脅迫的な行為」により被害を受けたという苦情は56件、全苦情の7%。その他、脅迫的とは言えないまでも「強引な行為」により被害を受けたという苦情は68件、全苦情の8.5%を占めている。

- Q 3

消費者を騙したり脅迫的な行為を行なう悪質な事業者に関する苦情がかなりのウェイトを占めているが、このような悪質な事業者に対する大阪府の対応の現状と今後の取組み姿勢について伺いたい。

- A 3

府センターでは、悪質事業者の指導強化のため、本年度から事業者指導担当として府警OB職員を配置し、調査・指導体制の充実と府警本部との協力体制の整備を図り、府警との連携強化に努めてきたところである。来年度にはこの体制をさらに充実するとともに、府と市町村の消費生活相談窓口職員専用のホームページを開設し、リアルタイムでの悪質事業者情報の相互交換を行い、府民からの苦情相談への的確な対応や迅速な事業者指導に役立てるとともに、府民への幅広い啓発にも活用していくこととしている。

今後は、先生ご指摘の詐欺的・脅迫的な行為を行う悪質事業者に—対しては、今回の改正法を最大限活用して、府警本部や国・近畿府県とも緊密に連携して、的確な事業者指導を行なっていきたいと考えている。また、情報サービス利用料の架空請求などに見られるような事業者の捕捉が困難で被害が急速に拡大する事例にも迅速に対応できるよう、府消費者保護条例の見直しも含めて検討を進め、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めて参りたい。